

平成22年度第4回宇治市地域福祉推進委員会 会議録

日 時	平成23年2月18日(金) 10時～11時40分
場 所	宇治市役所8階 大会議室
参加者	<p>委 員：井岡委員長、加藤委員、岡野委員、奥西委員、羽野委員、迫委員、松井委員、池田委員、白谷委員、小山委員、河淵委員、小松委員、谷崎委員、原委員、森委員、山本委員、佐藤委員 (欠席委員：浜根委員、杉本委員、岡田委員、大石委員、山下委員、白敷委員、原田委員、榊村委員)</p> <p>事務局：田中健康福祉部長、戸根地域福祉室長、松本地域援護係長、堀江主任 傍聴者：なし</p>
	<p>1. 開会 配付資料の確認(事務局)</p> <p>2. 委員長あいさつ(委員長) 出欠等の報告(委員長) ・都合により8名が欠席</p> <p>3. 前回委員会(1/24開催) 及び 平成22年度第3回宇治市地域福祉計画推進会議における検討事項について (資料1 及び 資料2)</p> <p><u>事務局より説明</u></p> <p><u>平成22年度第3回宇治市地域福祉推進委員会での議論を受けての検討事項(資料1 P.1～3)</u></p> <p>1. 現在策定中の第5次総合計画との関わりについて 第5次総合計画では、地域福祉の推進がどのように位置づけられているのか教えてほしい。(池田委員)</p> <p>資料2 第5次総合計画の概要説明資料を参照。</p> <p><u>P.1 (資料2)</u> はじめに 1. 総合計画策定の趣旨 2. 総合計画の構成 ・基本構想と、中期計画の2本立て。</p>

- ・基本構想は基本的方向を定めたものであり、計画期間は11年間。
- ・中期計画は基本構想を具体化するために、基本施策を体系化し、具体的な課題や目標を定めたもので、第1期(3年、平成23～25年度)、第2期(4年)、第3期(4年)。

P.2 (資料2)

基本構想の考え方

1. 目指す都市像

目指す都市像 「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」

まちづくりの目標 「お茶と歴史、文化の香るふるさと宇治」

まちづくりの方向性(6つの柱) 大分類

- ・ 大分類1 環境に配慮した安全・安心のまち
- ・ 大分類2 ゆたかな市民生活ができるまち
- ・ **大分類3 健康でいきいきと暮らせるまち 地域福祉計画**
- ・ 大分類4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち
- ・ 大分類5 歴史香るみどりゆたかで快適なまち
- ・ 大分類6 信頼される都市経営のまち

P.3 (資料2)

大分類3 健康でいきいきと暮らせるまち

中分類1 地域福祉の推進

小分類1 地域福祉活動の推進

P.4 (資料2)

小分類1 地域福祉活動の推進

現況と課題

目標

- ・今後、地域福祉を推進する上での方向性を示している。

目標値・指標値

- ・地域福祉計画において、数値化を掲げるのは困難。
- ・「宇治ボランティア活動センター登録者数」「学区福祉委員数」の数値は、これらの数値の推移が、結果的には地域福祉活動の活性力を測るひとつの目安となるという考えのもとに掲げている。

P.5 (資料2)

取組の方向性(6点)

1. 地域の総合的支援体制の構築

地域福祉計画での位置づけ

・最終案 P.21

1. 安全・安心に暮らせるまちづくり (4)の8, 9

・最終案 P.25

3. ゆるやかな支え合い (1)、(2)の24～30

2. 関係団体との連携

地域福祉計画での位置づけ

・最終案 P.27

4. 多様な福祉サービスの創生と展開 (1)、(2)の³¹ ~ ³⁶

3. 民生児童委員活動との連携・推進

地域福祉計画での位置づけ

・最終案 P.28

5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供 (1)の⁴⁰

4. ボランティア活動の支援

地域福祉計画での位置づけ

・最終案 P.23

2. 地域福祉活動への住民参画の推進 (3)の¹⁵, ¹⁶

・最終案 P.25

3. ゆるやかな支え合い (1)の²⁷

5. 地域でのネットワークの推進

地域福祉計画での位置づけ

・最終案 P.25

3. ゆるやかな支え合い (全体)

6. 総合福祉会館の活用

地域福祉計画での位置づけ

・最終案 P.23

2. 地域福祉活動への住民参画の推進 (5)の²⁰, ²¹

- ・ 第2期地域福祉計画においても、第5次総合計画と密接に連携をとりながら策定している。

2. 最終案 P.22「(4)地域による防犯・防災の取り組みを支援します。」について

8 には障害者への関わりは含まれているのか。できれば、障害者への関わりを具体的に位置づけてほしい。(松井委員)

対応 最終案 P.22 8

(修正前)	～、民生児童委員や学区福祉委員による一人暮らし高齢者訪問活動や子どもの見守り活動等の拡充を支援します。
-------	---

(修正後)	～、民生児童委員や学区福祉委員による一人暮らし高齢者訪問活動、 子どもや障害者 の見守り活動等の拡充を支援します。
-------	--

9 の要援護者には、障害者のうち療育手帳所持者は該当するのか。(松井委員)

対応 危機管理課に確認

<p>災害時要援護者避難支援事業の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の要介護度3以上の認定を受けている在宅の方 ・ 身体障害者手帳1・2級を交付されている在宅の方 ・ 療育手帳 A を交付されている在宅の方 ・ 市へ「一人暮らし・高齢者 世帯確認表」を提出している方 ・ その他支援が必要な人 台帳への登録を希望される方(基本的に誰でも登録が可能。)
--

3. 最終案 P.26「地域での支え合いネットワークのイメージ」について

図の中で、地域包括支援センターの関わりが抜けているのではないかと、しいて位置づけるなら「専門機関・医療機関」に含まれるのかもしれないが、もう少し具体的に位置づけられないか。(柘村委員)

図の中で、「ボランティア・市民活動団体」に、「当事者団体」も含まれるのではないかと。(井岡委員長)

図の中で、「支援が必要な人」からの相談の矢印が「身近な相談所」にしか向かっていないが、色々な方向に向くのではないかと。(谷崎委員)

対応

「専門機関」の説明(「 」)
 地域包括支援センター、障害者生活支援センター、地域子育て支援拠点、児童相談所、ケアマネジメント機関、公共職業安定所(ハローワーク)等が考えられる。
 「身近な相談所」含め、＜地域での支え合いネットワークのイメージ＞図を再度検討させていただく予定。

4. 最終案 P.29「第2期計画における重点取り組み項目」イメージ図について

パブリックコメントでの意見に対する回答としては不明確ではないかと。(柘村委員)

身近な相談所はどんなものを検討しているのかイメージ図を記載してはどうか。(井岡委員長)

対応

P.30 のようにイメージ図を記載させていただいているが、今後地域包括ケアがどのような形で展開されるのかということをお察しながら考えていく必要があるため、市として再度検討させていただきたい。

5. 最終案 P.33「3 行政内部の連携体制」について

「宇治市地域福祉計画推進会議」を表題とし、文中において行政内部の連携を謳う方が、庁内連携を総合的に進めることが分かりやすいのではないかと。(杉本委員)

対応 最終案 P.33 3

(修正前)	<p>3 行政内部の連携体制</p> <p>地域福祉計画は、福祉部門だけでなく様々な計画と密接に関連しています。関係部局が地域福祉推進の視点を持って各事業に取り組んでいけるよう、行政内部の連携を図る組織として「宇治市地域福祉計画推進会議」を設置し、第1期計画に引き続き、全庁的</p>
-------	--

	な地域福祉推進をめざします。
(修正後)	3 宇治市地域福祉計画推進会議の設置 地域福祉計画は、福祉部門だけでなく様々な計画と密接に関連しています。関係部局が地域福祉推進の視点を持って各事業に取り組んでいけるよう、 部門別計画を所管する担当課をはじめとした行政内部の連携を図る組織として「宇治市地域福祉計画推進会議」を設置し、第1期計画に引き続き、全庁的な地域福祉推進をめざします。

**平成22年度第3回宇治市地域福祉計画推進会議での修正指摘事項
(資料1 P.4～5)**

1. 最終案 P.14 下から6行目、ふれあい収集に関する記述について

ふれあい収集に関する記述の箇所に「高齢者」を明記する方が分かりやすいのではないかと。

対応	
(修正前)	また、本市では介護が必要な方や、身体に障害がある方等、収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ(安否確認)を行うふれあい収集をはじめとした、～
(修正後)	また、本市では 収集場所へのごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯等 に対し、 玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ(安否確認)を行うふれあい収集をはじめ、～

2. 用語解説について

- ・ 所管する担当課に用語解説について確認したところ、4点について修正依頼があったため、以下のとおり修正。

地域子育て支援拠点(前 地域子育て支援センター)		こども福祉課
対応 (該当箇所:最終案 P.109)		
(修正前)	子育て中の家庭に対して、子育て相談、子育てサークル等の支援、子育てに関する情報の提供等を行う専門機関。本市においては、「ゆめりあうじ」内に基幹型のセンターを設置しているほか、地域の子育て支援の拠点として小倉双葉園保育所及び同胞保育園に設置されている。	
(修正後)	子育て親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等を行うもので、本市では「ゆめりあうじ」内の地域子育て支援基幹センターほか6ヶ所で開設している。	

ひろば事業(地域子育てひろば)		こども福祉課
対応 (該当箇所:最終案 P.110)		

(修正前)	地域の親子のつどいの場として子育て不安の解消や保護者の交流・情報交換などを行う事業。
(修正後)	地域住民が主体となって、主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、語り合い、交流を図ることを目的とした事業。

バリアフリー		交通政策課
対応 (該当箇所:最終案 P.110)		
(修正前)	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。	
(修正後)	<u>もともとは、障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去することを意味していたが、社会の変化とともに、現在では障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なバリアを除去するという意味でも用いられている。</u>	

ユニバーサルデザイン		交通政策課
対応 (該当箇所:最終案 P.111)		
(修正前)	バリアフリーから一歩進んで、高齢者・障害者・子ども・妊産婦など、みんなが使いやすい製品、住みやすい環境をつくりだそうという考え方。	
(修正後)	高齢者・障害者・子ども・妊産婦など、みんなが使いやすい製品、住みやすい環境を 最初から つくりだそうという考え方。	

- ・ 交通政策課からは、バリアフリーはもともと障害があるものを取り除く考え方であり、ユニバーサルデザインは最初から障害がないような形で作り出していこうという考え方であり、それが分かるような用語解説にしてほしいという指摘。

質疑応答

委員長

ただ今の事務局からの報告について、ご質問等があればどうぞ。
まず、第5次総合計画での地域福祉計画の位置づけについて説明があった。委員からのご意見であったが、これでよろしいか。

委員

第5次総合計画と地域福祉計画との関連性についてよく理解できた。

委員長

第5次総合計画における地域福祉計画の位置づけを説明していただいた。
続いて、前回の第3回地域福祉推進委員会、並びに庁内の第3回地域福祉計画推進会議を踏まえた修正について事務局より説明があった。このことに関して、何かご質問等があればどうぞ。

(委員、挙手)

委員	資料1 1ページ 取り組み⑨の要援護者に療育手帳所持者が該当するかどうかの説明があったが、災害時要援護者対象者における療育手帳の指定について、「療育手帳Aを交付されている方」とくっってしまうと限定されているような感じがして特記されているのが気にかかっていた。それで前回の推進委員会で質問させていただいたと思う。AとかBといった内容は手帳の中身のことの分類であって、実質Bであっても要援護者に該当するのではないかと思った。ただ今回の説明で希望者はすべてあてはまるといった記述があるため、それならまあよいかと思った次第。
委員長	「(その他)支援が必要な人」として、台帳への登録を希望される方についてはどなたでも登録できるということである。 これについては周知徹底させていただきたいと思う。 他にご質問等があればどうぞ。 (委員、挙手)
委員	先ほど委員がおっしゃった(療育手帳所持者の指定の)件は、災害時要援護者の制度の中で、何か正式な記述があるのか。もともと何かに書かれてある記述なのか。
委員長	事務局よりご説明願いたい。
事務局	災害時要援護者避難支援事業には、資料1の4つの項目が記載されている。 しかし一般的な部分になるので、「その他支援が必要な人」として、申し出ていただき、認定されれば台帳へ登録できる。
委員	差し支えなければ、療育手帳の「A」を削除してもよいのではないかと思った。先ほど委員はその点をご質問されたのだと思うが。
委員	そのとおりである。
委員	療育手帳のAとBの区別というのは、現実的にはかなり入り組んでいるものであり、逆にひっかかってこられることがあるのではないかと思う。「A」という記述を取ってもよいのではないかと思う。それについては、またご検討いただきたい。 私が質問したかったこととして、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の定義についてだが、ユニバーサルデザインは最初から住みやすい環境を作り出して、バリアフリーは除去するという考えであるということが述べられている。ユニバーサルというのはすべての人というところに力点があるため、バリアフリーに説明されている「障害のある人だけではなくすべての人に～」とあるが、障害のある人に限らず、すべての人が一緒に利用できるという考えがユニバーサルデザインの考え方になる。辞書にも記述が載っているので、参考にして整理していただきたい。随分分かりやすくなっているが、この説明だけでは少し不十分ではないかと感じる。
委員長	「バリアフリー」並びに「ユニバーサルデザイン」については、これという決まったものではなく、色々な観点もあり、委員は概念規定等においても厳しく見ておられる専門家でもある。専門家からの意見でもあるので、一度原課にもお伝えいただくようお願いしたい。 他にご意見があるか。

	(委員、挙手)
委員	P.108 用語解説の上から3つ目の項目に「コミュニティワーク」と記載があるが、ここでは「隣保館の項を参照」と書いてあり、隣保館の方では隣保館のことを書いてある。ただ、コミュニティワークと書くと、これが隣保館かと思われる場合があるので、これは修正したほうがいいかと思う。
委員長	「コミュニティワーク」というのは、隣保館に制約されるものではなく、広く適用、展開されているものであるため、これについてはむしろ取ってもらったほうがよいと思う。
委員	もしくは記述内容を変えるかということ。
委員長	(事務局に対して)また、委員とも内容を詰めていただきたい。よろしくお願ひしたい。他にご質問、ご意見があるか。
	(特に意見なし)
	<p>前回の推進委員会並びに庁内の計画推進会議の検討を踏まえた修正をしていたが、本日お示しいただいたが、その中で、本日確定できないという説明があったと思う。その箇所について確認したい。</p> <p>最終案 P.30 のイメージ図について、この箇所については更に検討を重ねていく必要があるという指摘が庁内でもあるようで、この内容についてはまだ検討の余地があり、確定していない。(事務局に対して)今のところ削除ということではいいか。</p>
	(事務局、異議なし)
	<p>P.30 下部分の「中間見直しまでの取り組みイメージ」についても同様。明確にイメージを示せるという段階ではない。これについても検討を重ねる必要があるとのことで、これについて今のところ削除するというのである。</p> <p>また、最終案 P.26 での「地域支え合いネットワークのイメージ」図について、本委員会での指摘を踏まえて反映していただいた。その図の中で、「身近な相談所」という位置づけがあるが、どのようなものを相談所とするのか、よく詰めることができていないため、これについても継続した検討をさせてほしいということであった。個人的な意見としては、身近な相談所というと、かっちりとした「相談所」という建物のようなものができるようなイメージであるが、例えば表現を「身近な相談窓口」とすれば、民生児童委員、学区福祉委員、あるいは当事者の団体等、属人的にどこにでも相談に行ける受け皿があるといったことのほうが大事だと思うので、「身近な相談所」をどこに設置するのかというイメージではなさそうである。そのあたりも含めて庁内でご検討いただきたい。今日のところは、この箇所は行政の方にお任せしたいと思っている。よろしくご了承いただきたいと思う。</p> <p>(事務局に対して)そういうことでよろしいか。</p>
	(事務局、了承)

4. 第2期宇治市地域福祉計画(最終案)について

事務局より説明

- ・ 先ほど次第3でご報告させていただいた前回1月24日の推進委員会、2月2日の推進会議での検討すべき事項、2月8日の第12回計画策定作業部会の中での指摘、検討すべき事項を反映させた結果が、本日配付している最終案。
- ・ 次第3で説明させていただいた以外の部分の変更点について
用語解説

災害時要援護者避難支援計画 (該当箇所:最終案 P.108)

対応

・災害時要援護者避難支援計画の説明として、「要援護者」の対象者について「 」で、追加で記載。

今後追加する資料について(資料編に追加)

宇治市地域福祉推進委員会設置規程

宇治市地域福祉推進委員会委員名簿

宇治市地域福祉計画推進会議設置要項

宇治市地域福祉計画推進会議委員名簿

宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会設置要項

宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会委員名簿

第2期宇治市地域福祉計画策定経過(平成21年度～)

その他

- ・ 表現、句読点、「て」「に」「を」「は」の部分等については、改めて見直しをさせていただき、修正が必要だと思われる細かい部分については、事務局にて修正させていただく。
- ・ 策定に向けた推進委員会は本日が最終の予定。この場で今一度ご意見をいただければありがたい。

質疑応答

委員長

最終案の説明に関して、何かご質問はないか。

(委員、挙手)

委員

用語解説 P.108 に「コンタクトパーソン」の説明があり、本文は P.28 に記載されている。

この4月から社会福祉協議会の事業から独立して、ボランティアのグループになることになっているが、この計画に載せても大丈夫なのか。そのあたりについて教えていただきたい。

委員長	これについてはいかがか。
委員	P.28 の43については、「～コンタクトパーソン事業等、権利擁護の取り組みを積極的に広報し、利用者に対するきめ細やかな取り組みを支援します。」という書き方であるため、今後この地域福祉計画においても、コンタクトパーソンの取り組みを支援していくということ。実施するのではなく、支援するという立場なので、このままの表現でよいと考えている。
委員	大いに支援していただきたいと考えている。
委員長	では、これでよろしいか。 (委員、異議なし) ご了承いただきたい。 では、他にご意見等はいかがか。 本日は最終の地域福祉推進委員会であるため、この計画に対して、ご自由にご意見をいただきたい。 (委員、挙手)
委員	切り口としては地域の総合支援体制となっているが、身近な相談窓口の確保、成年後見制度等、これらのことについておたずねしたい。成年後見制度が最近色々言われているが、地域福祉計画にどのように組み込まれるかということにも関係すると思う。今まで各市町村においては、障害者生活支援センターが関わり、成年後見の制度の利用申請の支援について選択するという現状があったが、来年24年3月から、各市町村に必ず設置するという運びになった。宇治市では成年後見制度を今後どのように地域福祉の総合支援体制に組み込んでいくのか。検討項目のひとつであるという回答でも構わない。障害者生活支援センターは、現在委託しているということがP.109のほうに書いてあるが、委託している以上、成年後見制度に関わる準備をされているのかということも含めてお知らせいただければと思う。
委員長	事務局よりご回答いただきたい。
事務局	判断能力に欠ける場合の成年後見制度ということで、市のほうでも費用的な支援の部分もやっている。いずれも障害者施設等において独自に法的な制度を活用しておられるところも多くある。障害者部分であれば、地域自立支援協議会を設置し、各相談所の方等と色々な論議をしていただいている。成年後見自身、実際に活用している職員においてもなかなか切り分けが難しいという現状もあり、今後そういった制度をより周知するための研修会を開催するなどの論議を進めていただいている状況である。地域福祉としても、また市としても、こういったレベルでそういう制度を活用していく上での支援が必要なのかという点についても検討していきたい。社協のほうでも権利擁護事業を行っておられるので、そういった方面でもご理解をいただければと思う。

委員	<p>成年後見制度の件について、3年間ほど市社協で生活支援員をしていた。具体的には、視覚障害者、いわゆる目の見えない方に対して、金銭の出し入れをやらせていただいた。この役目にあたり、例えば万が一10万円のお金を渡したとして、後日もらっていないと言われた場合、立場がなくなるという事態となるため、弁護士の先生に相談させていただき、第三者の人に必ず立ち合いに来てもらうという状況を作ってもらった。成年後見制度の前の段階のこと。</p> <p>成年後見制度は現在、司法書士、行政書士、弁護士の方々が実施されており徐々に件数は増えているようだが、それでも件数が少ないということ。もう1点は、不正の問題が大きい。相手の判断能力はない状態であっても日常生活をするにあたり、お金は絶対に必要となる。その辺のところを管理していかなくてはならない。</p>
委員	<p>判断能力がないという言葉は誤解を招く可能性がある。判断能力が色々な形で制限されている方でも、あくまで自己決定というところが権利であり原則として語っていく必要があると思う。</p> <p>成年後見制度には後見人、保佐人、補助人の3段階がある。成年後見制度そのものにも実は課題があり、被後見人には選挙権がないということになっている。それから精神障害者の方の後見人には精神保健福祉法上の様々な義務(身元を引き受ける等)があるが、これも制度の問題となっている。</p> <p>また社会福祉協議会が中心となって行っている地域福祉権利擁護事業の部分と成年後見制度の部分、そして具体的に様々な生活をサポートしていくということでじっくりと付き合っていく、その気持ちを受け止めていくという中では課題が多くあるというのが現状。かつ高齢者の一人暮らしもどんどん増え、認知症の方も増えていく。そういう方の資産活用に関しても大きな問題になっている。いずれにせよこれからしっかり注目して、より総合的にサポートしていくべき制度であると思う。今後、それこそ市民も、行政もこの問題にはしっかり取り組んでいく必要があると思っている。</p>
委員	<p>地域福祉権利擁護事業については P.110 に説明が書いてあるが、定期的に訪問し援助を行うという形で記載してある。実際の援助は日常的な概ね50万円以内の金銭の管理とか、あるいは福祉サービスの利用手続きであるとか、場合によってはサービス内容に対する苦情の申し立てなどがある。最近ではこれに加え、書類預かりであるとか、印鑑や通帳等の預かりサービスも行うようになってきた。成年後見制度に比べると比較的に利用しやすい。費用がかからない。あるいは非課税世帯、生活保護世帯は無料で利用できるようになっており、利用者は少しずつ増えてきている。成年後見制度についても、もう少し利用しやすいようになってほしいと思う。</p> <p>また、地域福祉権利擁護事業はフォーマルな関わりだけで、実際の関わりの中では非常に複雑なケースもあり、関わり出すときりがないという部分もある。一方で、もう少しパーソナルな関わりについての必要性というのを最近ものすごく感じている。</p> <p>また、可能であれば、地域福祉権利擁護事業の説明のところ、援助の内容を少し書き足してもよいと考える。</p>
委員長	<p>まず委員、ご質問の件に関してはよろしいか。</p>
委員	<p>まずは市のほうから検討項目であるということが聞けたので、それで結構である。非常に重要な制度であるので、前向きに検討していただく必要がある。</p>

委員長	<p>地域福祉権利擁護事業について、中身を少し書き足してはどうかという提案については、事務局のほうで詰めていただければと思う。そのほうが市民に対して親切だと思われるので、その点をよろしくお願ひしたい。</p> <p>他にご意見はいかがか。</p> <p>(委員、挙手)</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>最終案 P.28 の先ほどのコンタクトパーソンの件については、地域福祉計画の立場からも支援していただけるということは、私自身が活動する上で、非常に心強く、これからも活動の励みになる思いである。P.28 に「コンタクトパーソン事業」と書いてあるが、4月からはボランティア活動になるので、「コンタクトパーソン活動」などの表現に変えた方がよいような気がするが、いかがか。</p>
委員長	<p>「事業」ではなく、「活動」ということか。</p>
委員	<p>事業ではなく、ボランティアのひとつグループになっていくので、「コンタクトパーソン活動」などに変えたほうがよいような気がするのだが。</p>
委員長	<p>これについてはいかがか。</p>
委員	<p>「事業」を「活動」ということであるが、「事業」という表現であるために、大がかりな装置とか予算とか、そういう意味合いではないと理解している。コンタクトパーソンの取り組みのことを、ここでは「事業」と表現している。</p> <p>実際活動として取り組んでいただくグループが3月に発足するのだが、「活動」という表現でもおかしくはないが、もう少しゆるやかに捉えて「コンタクトパーソン事業」ということで理解してもらってもよいと思う。</p>
委員長	<p>(「事業」は)取り組みという意味。</p>
委員	<p>「コンタクトパーソン事業」は、今まで社会福祉協議会の事業として実施されてきた経緯がある。事業としては外れてしまっているのに、計画書に書いてあるのではないかと指摘されたときに困ると思っただけで、表現としてはどちらでもよい。</p>
委員	<p>特に問題がないと思う。</p>
委員長	<p>取り組みという意味でご理解いただければよいと思う。</p> <p>(委員、挙手)</p>
委員	<p>(最終案 P.28 の取り組み⁴³)の権利擁護事業の箇所について、担当する課が障害福祉課・健康生きがい課になっているが、実際に現場では要介護を受けられている要介護認定者が成年後見制度を利用しているという事例がたくさんあるのに、ここには介護保険課は入ってこないのか。</p>

委員長	介護保険課が入るのかどうか、事務局よりご説明願いたい。
事務局	地域福祉権利擁護事業についての主な担当課として挙げている。 健康生きがい課で予算を組んでいる関係から、こういう表記にさせていただいている。
委員長	他にご意見はないか。 (委員、挙手)
委員	先日たまたま京都で研修会があり、P.25 のふれあいサロンに関連することで、ホットサロンという取り組みを国や府も支援する方向に動いていて、京都府でもホットサロンを推し進めていくという話があった。これについて、どのような方向性で推進していくのか、推進していく団体があればどういったところなのかといったことが、現段階で分かればお教えいただけたらと思う。
委員長	ホットサロンという制度ができるということであるが、委員をご存知であるためご説明願いたい。
委員	委員のご質問の意味から私が推測するに、京都は地域包括ケアという形で医療・介護・福祉の垣根を払って横に繋げていく、フォーマルインフォーマルのサービスについてもトータルにケアするシステムを作っていくという取り組みが進められており、京都府が今年度予算も組んでいる。そのひとつのプログラムとして、小学校区に1箇所を目安に高齢者サロンを作ろうとしている。そういう取り組みが、国及び京都府では京都地域包括ケアという形で進めようという方向性は出ている。そういうことを言われたのではないと思う。
委員長	やがて全貌が明らかになってくるということである。そういうホット情報であった。 他にご意見等がないか。 最終案であるので、気がついたことがあればどうぞ。 (委員、挙手)
委員	いつも迷うことだが、地域によって呼び名が違う。小学校区にひとつの、宇治市の場合は学区福祉委員会、隣の城陽市では地区社協、同じ府の中でも市町村によって違う。話を聞いているとかみ合わない部分が出てくる。 これは統一できないものなのか。色々な呼び方をするものなのか。
委員長	社協サイドからのご意見を願いたい。
委員	全国的には、全社協において、地域推進基礎組織という呼び方をしている。 大阪府が一番徹底しており、大阪府社協を中心に府下43の市町村に校区福祉委員会、あるいは地区福祉委員会のどちらかの呼び名で統一している。 ところが京都の場合は南北で色々と地域性が違うため、京都府で一括にまとめるような方針があまり明確に打ち出されていない。それぞれの市町村における社協の独自の動きの中で呼び名が決められていったという経過がある。宇治市は学区福祉委員会という

委員	<p>ことで広まった。例えば久御山町では校区ではなく自治会単位で地域福祉会と言っているなど、そのあたりの一貫性はあまりない。</p> <p>名前を統一、ということもなかなか難しい現状であると思う。</p>
委員長	<p>多様なエリアで活動が取り組まれているということで、名称を統一するというのは困難である。多様なところに意味があり、それぞれの地域の実情に応じたエリアを組んで取り組みを進めているという現状。</p> <p>都市部では概ね小学校区が普通になっている。町村などの農村部は小学校も少ないため、もっと小さな旧集落、合併前の町村など、もう少し狭い範囲で取り組みされているのが通例である。</p> <p>宇治市の場合は学区福祉委員会で、小学校区単位での取り組みである。 (委員に対して)よろしいか。</p> <p>(委員、異議なし)</p> <p>この最終案に対する包括的な感想でも結構である。 最終案として取りまとめにあたり、感想でもいただければと思うが、いかがか。</p> <p>(委員、挙手)</p>
委員	<p>宇治市から子育てひろばという委託事業を受けており、親子のつどいを行っている。また市社協とは赤ちゃん広場等を行っており、たくさんの赤ちゃんを連れてお母さんたちが来られている。実施事業を含め色々携わっているが、お母さん方の悩みを聞いているなかでも、こども福祉課や保健推進課との連携の必要性をものすごく感じる。</p> <p>お母さんたちの生活圏で支えているのが、私たちのようなNPOや、学区福祉委員、民生児童委員の取り組みである。</p> <p>けれども情報については行政のほうにあって、こちらから心配なことがあって、行政と情報を共有したいと思って、行政に対していくら問題を投げかけても、戻ってこない。そもそも話し合われる場が持たれないことがたくさんあって、強いジレンマを感じている。おそらく民生児童委員や学区福祉委員の方々も同じようなことを思われていると思う。</p> <p>連携するとか、協力するとか、色々なことが書いてあるのだが、それを本当に実践していくための具体的なルールであるとか、どういう場で話し合うとか。行政であっても、学区福祉委員であっても、NPOであっても、ちゃんとその人のことを考えるような情報共有のための協議の場が必要なのではないかと思っている。本当にやろうという具体策を練りこんでいかないといけないと思う。</p>
委員長	<p>これからの広い意味での地域福祉推進というのは、行政と住民サイドとの連携、協働、協力して行っていくということでないとは問題は解決しない。そのための情報共有や意見交換や合意ということは、ご指摘のように、一定の話し合いの場の中で行っていくということが基本になってきている。宇治市においても地域福祉計画を策定し、推進していくということは、委員のご指摘の方向性というものが含まれるということで、行政と民間サイドとの情報共有、意見交換、合意形成で進められていくものだ、私も大いに期待しているところである。</p>
委員長	<p>事務局より、今の委員からのご指摘に対してご意見があればお願いしたい。</p>

事務局	<p>地域福祉計画を策定するが、実際にこれから求められるのは、この中身を各地域でどのように作っていくのかということになってくる。</p> <p>説明の中で、P.30 のイメージ図についてはもう少しお待ちいただきたいとお願いしていたところであるが、先ほどの話にあったが、高齢者のサイドからは地域包括ケアを想定されている。高齢者だけでよいのかというと、先ほどご意見があったように子育て、障害者の部分について、宇治市としてどのように地域でシステムを作っていくのかということがまだ十分に詰められていない。そこが今後の計画策定後のとても重要な検討事項になってくると思う。今後策定される市社協の宇治市地域福祉活動計画との連携も図りながら、中身を作っていくということが重要な課題だと考えている。本委員会も、計画策定後も進行管理という形で関わっていただくということで、今後の検討の過程についてもよろしくお願ひしたい。</p>
委員長	<p>委員、よろしいか。</p>
委員	<p>こういう文言が入ったという報告ではなく、こういう方のこういう課題が、こういう連携によって解決したというような報告に、ぜひしてほしい。</p>
委員長	<p>そのとおりである。子育てに限らず、障害者についても、高齢者についても、個別の課題をどのように解決していくかという点で、意見交換の場、ケース検討等は不可欠の取り組みだと思われる。そういった方向に前進することを願ひたい。</p> <p>また、地域福祉計画はそういう方向性を示しているものだと理解しているので、前進していきだろうと思う。現場の方からもどんどんそういったご意見をあげていただくということはとても大事なことであると思うので、併せて申し上げたいと思う。よい計画を立てても、それを実行できなければ、それは絵に描いた餅であるため、実行に際して原課からの様々な声をあげていただきたい。</p> <p>他にご意見はないか。</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>これまで4回にわたって議論を詰めてきたわけであるが、ここに最終案として提示をしていただいた。</p> <p>よろしければ、これをもって最終案としてご決定いただきたいと思う。</p> <p>ご帰宅されてからでも、文言等を確認いただき、修正等をお気づきになれば、ぜひ事務局にお伝えいただきたいと思うが、この場では最終案としてご承認いただくということでよろしいか。</p> <p>(一同承認)</p> <p>ご承認いただいた。</p> <p>若干行政に預けている点もあるが、その点もご了承いただきたい。</p> <p>また、先ほど申し上げたように、後でお気づきになる文言等の修正があれば事務局にお伝えいただきたい。</p> <p>これをもって次第4の最終案として確定した。</p> <p>作業部会、事務局ともに大変ご尽力をいただき感謝申し上げます。</p>

5. 今後のスケジュールについて

事務局より説明

3月4日(金) 18:00～ 第13回計画策定作業部会(概要版の検討)

- ・ 2月8日に第12回計画策定作業部会を開催。
- ・ 作業部会については、第12回が最終という予定をさせていただいたが、本日最終案についてご決定していただいたため、それを受け、本編とは別に概要版を作成予定。
- ・ 概要版作成にあたり、中身を検討するため、再度作業部会でご検討いただくということを急遽決定させていただいた。

第2期宇治市地域福祉計画策定にかかる予定(3月4日以降)

市議会への報告

第2期地域福祉計画完成時期(製本)

次年度にかかる予定。4月できるだけ早い段階で、できあがり次第、委員の皆様にも本編・概要版を併せて送付させていただく予定。

推進委員会の今後の予定

- ・ 次年度以降も継続設置。(進行管理担当)
- ・ 年度内2回の開催。
- ・ 現在の委員の任期:平成23年7月21日まで(2年間)
- ・ 今のところ、任期内で推進委員会を開催する予定はない。
- ・ 次回お集まりいただく場合は、新しい任期になってから開催の予定。
- ・ 改選の手続きについては、事務局で検討の上、追って連絡させていただく。

委員長

今後のスケジュールについての説明であった。
3月4日には計画策定作業部会が開催され、概要版の作成についてご検討いただくということ。作業部会委員の皆様には大変ご尽力いただいているが、よろしく願いたい。
スケジュールに関して何かご質問等はいかがか。

(特に意見なし)

最後に、事務局よりごあいさついただければと思う。

事務局

第2期宇治市地域福祉計画策定にあたっては、本当にお忙しい中、長期にわたり、集中的にご議論いただき感謝申し上げます。
作業部会についても、夜間を中心にお忙しい中、熱心にご議論をいただきお礼申し上げます。

事務局	<p>今後、市として内部で意思決定し、正式な計画として決定させていただくわけであるが、「もっと具体的に内容を示せないのか、もっと数値的に示せないのか。」など様々なご意見をいただき、委員の皆様にはその点では歯痒い思いをされている方もおられると思う。</p> <p>しかし逆に申し上げると、住民参加の中で、地域にみんなで支え合えるシステムを作っていくということについては、それぞれの地域の実情も踏まえながら、みんなの力で具体的な形を作っていくことが課題になってくるので、実体として作っていききたい。</p> <p>ちょうど時期的に、包括ケアの方向と重なっている。地域包括は中学校区単位を対象として考えているが、実際の宇治市の地域福祉活動の中核を担っていただいている学区福祉委員会は小学校区単位である。そのあたりをどのようにうまく組み合わせるシステム化していくのか。高齢者、障害者、子育てなど、対象者によってどのように具体的に支え合いのシステムが作れるのかについては、非常に大きな困難な課題にもなっていると認識している。</p> <p>市としても、地域福祉課を中心に関係課と連携し合っ、具体的な活動を作っていくような支援にあたっていききたいと考えているところである。</p> <p>最後になるが、各関係団体、関係機関を代表し本委員会にご出席いただき、計画策定に熱心にご協力いただいたところであるが、問題は計画策定後、本当に中身をどうしていくのかということになると思われるので、引き続き地域福祉推進委員会にご協力いただくことをお願いして、お礼のあいさつとさせていただきます。</p>
委員長	<p>前向きな決意表明をしていただいた。</p> <p>今回の推進委員会も皆様には熱心にご協力いただき、第2期地域福祉計画の最終案をご決定いただいた。心より感謝申し上げます。</p> <p>これをもって第4回宇治市地域福祉推進委員会を終了させていただく。</p> <p>(終了)</p>